

2019年4月

エコマーク使用契約者様

エコマーク表示ルールの改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

平素はエコマーク事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、エコマークウェブサイトにおいて個別認定商品の情報提供の体制が整備されたことをうけ、製品本体／包装等へのエコマーク表示の簡素化、ならびに EC（電子商取引）や通販カタログ等におけるロゴマークの活用促進を目的として、エコマーク表示ルールを改定することといたしました。なお、今回の改定に伴い、現在表示されているエコマーク表示をすぐに変更いただく必要はありません。今後は、使用契約者様の裁量により、従来の表示と改定ルールに沿った表示を選択することができます。

改定のポイントは以下のとおりです。これを機に、エコマークロゴを益々ご活用いただけますようお願い申し上げます。

1. 基本ロゴ

- 従来は C タイプを基本ロゴとします。なお、これまで C タイプを表示する場合に必須としていた「使用契約者のウェブサイトにエコマーク商品に関する情報ページを設けること」という条件は任意としました。また上述のとおり、現在表示されている A・B タイプの表示を継続して使用することもできます。



*エコマーク認定番号(8桁の数字)またはエコマーク使用契約者名のいずれかを表示してください(ロゴ近傍でなくても可)

*エコマーク商品であることの呼称(「エコマーク」を含む文言)を表示することもできます。今回の改定で、英語表記などのバリエーションを追加しました。

*環境省「環境表示ガイドライン<<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>>などに準拠して、ロゴマークに関連づけて自主的に環境情報を表示することもできます。

《裏面につづく》

- ・ これまで、環境情報表示の変更は、エコマーク事務局に変更申込を行って事前に承認を得る必要がありましたが、今後は不要となります(再生 PET 繊維を 70%使用した衣服において、初回に登録した環境情報表示「再生 PET 繊維 50%以上」(基準値を表示)を「再生 PET 繊維 70%」(製品固有の数値を表示)に変更する場合などが該当します。商品の仕様変更を伴う場合には変更申込が必要です)。例えば、製品には「再生 PET 繊維 50%以上」を表示し、ウェブサイトでは「再生 PET 繊維 70%」を表示するといったことも可能になります。
- ・ これまで、使用契約者以外の第三者が発行する通販カタログ(ウェブ通販を含む)等では、使用契約者が表示するロゴマークをそのまま掲載する必要がありましたが、今後は使用契約者の表示に関わらず、基本ロゴを表示することができるようになります。例えば、製品には A/B タイプロゴを表示し、総合カタログでは基本ロゴに統一するといった表示方法も可能になります。

2. 広告宣伝物にマークを表示する場合の表示事項

- ・ 従来、ロゴマークと共に認定番号または使用契約者名、およびエコマーク使用契約書に記載の商品ブランド名の表示が必須でしたが、商品ブランド名の記載は省略できるようになりました(商品名称を表記する場合は、エコマーク使用契約書に記載の商品ブランド名に準じてください)。

詳細は、「エコマーク使用の手引」<<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>>でご確認いただけます。
また、各認定基準書の「5.商品区分、表示など」のマーク表示に関する部分を順次、更新します。

(問い合わせ先)
公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課
Tel : 03-5643-6253 (4月22日以降は03-5829-6284)
メール : info@ecomark.jp

以上